

OS04-4 インターネット販売の経緯と概要について

○上山 誉晃¹

¹薬事新報社

2009年5月25日、ケンコーコム(株)等が第一類・第二類医薬品のインターネット販売を行う権利の確認を求め、国を相手に提訴した。2010年3月30日、東京地裁判決で一時は国が勝訴したものの、2012年4月26日、東京高裁判決で国が敗訴し、2013年1月11日、最高裁で国が敗訴した。争点は省令による第一類・第二類医薬品のインターネット販売の規制の可否だった。この問題はここに始まる。

その後、日本再興戦略(2013年6月14日)において「一般用医薬品については、インターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする」とされ検討が始まった。

「スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門家会合」ではスイッチ直後品目、劇薬指定品目の医学・薬学的観点からの特性の整理と留意点、「一般用医薬品の販売ルール策定作業グループ」ではインターネット販売など具体的なルールについて検討されるとともに2013年10月8日に取りまとめられた。

その結果を踏まえ薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律が2013年12月5日に成立。一般用医薬品はすべてネット販売可能となり、第一類に分類されているスイッチ直後品目・劇薬は新たな医薬品区分として「要指導医薬品」を新設し薬剤師が対面で情報提供・指導することとなった。施行日は公布日(2013年12月13日)から半年以内。医薬品のインターネット販売の経緯と概要について報告する。